

山形県の医療給付制度(身親医療証)

山形県の制度として、障がい者やひとり親家庭等の方のうち、次に該当する方は、医療費の窓口負担の軽減を受けることができます。

(ただし、食事代・部屋代や保険が適用されない分は除きます。)

身 重度心身障がい(児)者医療証

＜対象となる方＞

本人または扶養している方の町民税所得割の額が23万5千円未満で、次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳 1級、2級
- 精神障害者保健福祉手帳 1級
- 療育手帳 A(重度)
- 国民年金法等障害年金 1級 など

＜窓口で支払う額＞

本人または扶養している方の所得税の課税状況により、窓口で支払う金額が軽減されます。

- 所得税が非課税の場合……………窓口での支払いなし
- 所得税が課税されている場合……医療費の1割

※ただし、医療機関ごとの窓口での支払いには、限度額があります。

- ・入院した場合 44,400円(1ヶ月あたり)
- ・入院以外(外来・調剤など) 12,000円(1ヶ月あたり)

＜医療証の交付申請に必要なもの＞

- 保険証 ●印かん(認め印)
- 障害年金証書または各種障害者手帳(身体・精神・療育)



親 ひとり親家庭等医療証

＜対象となる方＞

ひとり親家庭の世帯員で、次のすべてに該当する方

- 18歳以下の児童および児童を扶養しているひとり親の方
- ひとり親の方の就労等の収入で生計を維持している
- ひとり親の方に所得税が課税されていない

＜窓口で支払う額＞

窓口での支払いなし

＜医療証の交付申請に必要なもの＞

- 保険証 ●印かん(認め印) ●就労している事がわかるもの(給与明細書など)
- ※特別な事情により就労できない方についても、該当する場合があります。
- 詳しくは役場町民課窓口にご相談ください。



【注意】身および親の医療証は、山形県外では使用できません。

県外で病院等を受診したときは、保険証を提示して医療費をお支払いください。

後日、支払った分の医療費の返還手続きができます。

＜医療費の返還手続きに必要なもの＞

- 身または親の医療証 ●病院等の領収書 ●印かん(認め印) ●金融機関の通帳

医療証の交付・医療費の返還は、役場町民課窓口で手続きできます。

※申請に必要なものは、お忘れなく。

●お問い合わせ先……………町民課住民担当 ☎62-2111 (内線233)